



商工会なないろ通信

172号令和4年1月21日
発行元 滝沢市商工会
TEL684-6123 FAX687-3090

新型コロナウイルス感染症に関する情報を
随時HP上に掲載しておりますのでご確認を！！

ちゃぐーるでんき（新電力紹介サービス）始めました。電気料金を削減
できる可能性があります！！お問い合わせは商工会まで！！

滝沢市中心拠点市街地整備に係るテナント希望者への対応について

令和3年7月15日発行の本号でお知らせいたしました「滝沢市中心拠点市街地整備」についてテナント募集が開始されましたので改めてお知らせいたします。

この中心拠点は、盛岡市のダイナステージ株式会社（本会会員）が開発を進めており、先般の本会新年交賀会でも概要説明をお願いしたところであり、会員のテナント希望者に対しては本会でも相談窓口となります。賃料等の詳細を説明させていただく等、次のステップとしてはさらに具体的な個別協議について当社に照会をさせていただきます。

テナント入居について検討されている方は、商工会までご相談ください。

【計画概要】

「“結のまち”滝沢 中心拠点を核に滝沢への人の流れを創り、滝沢の風土を築き続けるまちづくり活動の拠点」をコンセプトに2025年または2026年オープン予定。

開発予定地は、滝沢市役所向かい、ビッグルーフ滝沢に隣接する約13haで、4つのエリアに分けられ、駐車台数は2,200台分が用意される予定。

ごみ減量化への協力をお願い

滝沢市では、「ごみ減量化行動計画」を策定し将来を見据えてごみ減量化・資源化を推進するとともに、ごみの発生抑制及び資源の循環を基本としたまちづくりを目指しています。計画では、市民、事業者、各種団体及び市の役割が示されており、事業者は次のとおりです。

【排出者としての責任】

- 1 自己処理責任の原則のもと、ごみの排出者として自覚と責任を持ち、ごみを出さない事業活動に努める。
- 2 ごみの減量化とともに、廃棄物の管理徹底と適正処分に努める。

【生産者としての責任】

- 1 拡大生産者責任を踏まえ生産、流通、販売等の各段階で、商品やサービスがゴミにならないような工夫をする。
- 2 率先して資源物や処理困難物を回収する。

【具体的な例】

ごみの発生抑制の取組促進

- ◆計画的な購入により買い過ぎを控える。◆過剰な容器包装を控える。◆詰め替え商品を積極的に利用する。
- ◆量り売り及びばら売りを積極的に利用する。◆マイバッグを積極的に利用し、レジ袋の使用を控える。
- ◆マイ箸を積極的に利用し、割り箸の使用を控える。◆刈り草及び剪定枝の「乾燥」を積極的に行う。

生ごみ減量の取組促進

- ◆冷蔵庫の整理整頓を行い、賞味・消費期限を把握し、買い過ぎを防ぐ。
- ◆これまでの買い物の考え方を見直し、買い物上手になる。◆食材の「使いきり」を積極的に行う。
- ◆料理の「食べきり」を積極的に行う。◆生ごみの「水きり」を積極的に行う。

以上、みなさまのご協力をお願いいたします。

詳しくは下記 URL 参照

https://www.city.takizawa.iwate.jp/var/rev0/0096/7952/takizawa_gomigen_keikaku1.pdf

税理士による決算・税務・消費税個別指導会について

標記についての案内を1月19日（水）に発送しております。

今年度は2月17日（木）より14日間の日程で開催予定です。

申し込みを希望される方は郵送済の申込書に記載のうえ、1月31日（月）までに忘れずにお申し込み下さい。